

企業局工事請負等業者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業局が発注する建設工事の請負並びに建設工事に係る設計、調査、測量又は監理の委託（以下「建設工事等」という。）の入札・契約事務の適正な執行に当たり必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 建設工事等の入札・契約事務の適正な執行のため、企業局に企業局工事請負等業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(審議事項)

第3条 委員会が審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる建設工事等の随意契約に係る見積書徴取に関すること。

ア 執行予定額が2億円以上の建設工事の請負

イ 執行予定額が2千万円以上の建設工事に係る設計、調査、測量又は監理の委託

(2) 埼玉県企業局建設工事請負等業者選定委員会及び企業局各発注課所場の業者選定委員会が所掌する事項以外で、委員長が特に必要と認めた事項。

(3) 埼玉県企業局談合情報等対応要領に定める企業局公正入札調査委員会の事務に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をこれに充てる。

委員長 局長

副委員長 経営企画部長、水道部長

委員 課長、主席工事検査員

2 委員長は、委員会を総理し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

3 委員長の職務を代行する副委員長の順は、経営企画部長を第1順位、水道部長を第2順位とする。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が委員会の審議の議長となる。

2 委員会は、委員会を組織する者の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会を組織する者の代理者は、委員会に出席することはできない。

4 委員長は、特に必要があると認める場合は、一部の委員を審議から除斥することができる。

(関係職員の出席)

第6条 委員長は、審議の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、そ

の説明又は意見を聴くことができる。

(内申等)

第7条 第3条各号に規定する事項の提案（以下「内申等」という。）は、その建設工事等を所管する委員（以下「内申者」という。）が次の各号の中からその内申等に必要な資料により行うものとする。

- (1) 委員長又は内申者が必要と認めた資料
- (2) その他必要な資料

(決定)

第8条 第3条各号に規定する事項は、委員会の審議に基づき、局長が決定する。

(秘密の保持等)

第9条 委員会を組織する者又は委員会に出席した者は、公正にその任務を行うとともに、委員会の審議内容及び職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

(議事録等)

第10条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、入札終了後（契約の相手方の決定後）に議事録の提供を希望する者に対し、財務課において情報提供を行うものとする。なお、入札を取りやめた案件については、入札やり直し後に契約の相手方が決定するなど議事録を公表しても差し支えない時期に提供する。

- 2 前項の情報提供を行う期限は、閲覧に供した日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。
- 3 第7条各号の資料は、前項の期間は保存しなければならない。
- 4 第7条各号の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。
- 5 予定価格が250万円を超える建設工事においては、指名選定理由及び指名業者について、入札終了後（契約の相手方の決定後）、建設工事及び業務委託に係る入札結果等の公表要領第5条に基づき公表する。なお、公表方法は同要領第8条のとおり電子入札共同システムにより行うものとする。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、財務課が所掌する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は、局長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 企業局工事請負等業者選定委員会設置要綱は、平成26年5月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年1月30日から施行する。
平成29年度予算に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月15日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年12月27日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和5年度の予算の執行及び令和4年度の予算で定める債務負担行為（令和4年度の支出予算の執行を伴わないものに限る。）に係るものから適用し、令和4年度の予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。